

## 副検事の選考方法

### 第1 選考機関

副検事の選考は、検察庁法第18条第2項の規定によって政令の定める審議会等（国家行政組織法第8条機関）が行うものとされており、検察官・公証人特別任用等審査会が選考を行っている（なお、同審査会は、検察庁法第18条第3項の規定によるいわゆる特任検事の考試（検察官特別考試）も行っている）。同審査会は法務大臣が任命する委員12人以内をもって組織されており、その構成は「最高裁判所事務総長」、「日本弁護士連合会会長の推薦する弁護士」1人及び「学識経験のある者」である（検察官・公証人特別任用等審査会令第1条第1項、第2条第1項）。また、試験問題の作成・採点等を行わせるため、審査会に試験委員を置くことができることとされており、必要な専門的知識のある者の中から法務大臣が任命している（同令第1条第2項、第2条第2項）。

（別添1・・・検察官・公証人特別任用等審査会委員名簿）

### 第2 副検事の選考

#### 1 受験資格（検察庁法第18条第2項）

- (1) 「裁判所法（昭和22年法律第59号）第66条第1項の試験（注・・・司法試験）に合格した者」
- (2) 「3年以上政令（注）で定める2級官吏その他の公務員の職に在った者」

（注）検察庁法施行令第2条

公安職(二) 4級以上の検察事務官

行政職(一) ”

行政職(一) 4級以上の法務事務官又は法務教官

公安職(一), (二) 4級以上の法務事務官又は法務教官

公安職(二) 3級の検察事務官で、検察庁法第36条の区検察庁の検察官の事務を取り扱うもの

行政職(一) 4級以上の裁判所事務官及び裁判所書記官等

警部以上の警察官

警務官たる三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官

司法警察員として職務を行う国家公務員であって、行政職(一)又は公安職

(一), (二) 4級以上のもの等

#### 2 選考概要

検察庁法第18条第2項の規定に基づき、検察官・公証人特別任用等審査会が実施する副検事の選考を経て選考される。

【筆記試験（第1次選考）】

科目 憲法，民法，刑法，刑事訴訟法，検察庁法及び一般教養の6科目

試験時間 各科目1時間

形式等 いずれも論文式

（別添2・・・平成15年度副検事の選考筆記試験問題）

【口述試験（第2次選考）】

口述試験の科目は憲法，民法，刑法，刑事訴訟法及び検察庁法であり，筆記試験の合格者に対し，試験委員2名が試験官となって個人別を実施される。

### 3 合格者の決定等

副検事の選考の合格者決定は，筆記試験・口述試験の採点結果並びに各高等検察庁検事長が行う人物，素行及び実務処理能力等の調査結果をまとめた「調査書」等を総合し，検察官・公証人特別任用等審査会の議決によって行われる。同選考における筆記及び口述試験の内容も相当高度であって，最終合格率も約13パーセント程度（平成15年度）と狭き門になっている。

（別添3・・・副検事の選考受験者数及び合格者数調）